平成 31 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

議　案　目　次

（議案番号）	（案　　件）	（頁）
議案第 1 号	平成31年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 2 号	平成31年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	20
議案第 3 号	平成31年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	23
議案第 4 号	平成31年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	27
議案第 5 号	平成31年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	30
議案第 6 号	平成31年度盛岡市介護保険費特別会計予算	33
議案第 7 号	平成31年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	36
議案第 8 号	平成31年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	39
議案第 9 号	平成31年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算	42
議案第 10 号	平成31年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	47
議案第 11 号	平成31年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	50
議案第 12 号	平成31年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算	53
議案第 13 号	平成31年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	平成31年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 15 号	平成31年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 16 号	盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について	56
議案第 17 号	盛岡市いじめ問題対策連絡協議会等条例について	57
議案第 18 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	61
議案第 19 号	盛岡市職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	62
議案第 20 号	盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	63
議案第 21 号	消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	64
議案第 22 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	67
議案第 23 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	69
議案第 24 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	70
議案第 25 号	盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について	71
議案第 26 号	盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について	72
議案第 27 号	盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	74
議案第 28 号	盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	76
議案第 29 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	77
議案第 30 号	盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例について	78
議案第 31 号	盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部	

を改正する条例について……84
議案第 32 号　盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について……85
議案第 33 号　盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について……86
議案第 34 号　盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について……87
議案第 35 号　盛岡市武道館条例の一部を改正する条例について……88
議案第 36 号　盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について……89
議案第 37 号　盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……90
議案第 38 号　包括外部監査契約の締結について……91
議案第 39 号　サンライフ盛岡大規模改修工事（建築及び機械設備工事）に係る請負契約の締結について……92

議案第 1 号

平成31年度盛岡市一般会計予算

平成31年度盛岡市の一般会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 111,530,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第 230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第 235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，20,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第 220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 市税		43,155,664
	1 市民税	21,365,608
	2 固定資産税	16,987,307
	3 軽自動車税	652,743
	4 市たばこ税	1,982,076
	5 入湯税	52,718
	6 都市計画税	2,115,212
2 地方譲与税		890,070
	1 地方揮発油譲与税	242,946
	2 自動車重量譲与税	610,124
	3 森林環境譲与税	37,000
3 利子割交付金		68,665
	1 利子割交付金	68,665
4 配当割交付金		97,079
	1 配当割交付金	97,079
5 株式等譲渡所得割交付金		83,647
	1 株式等譲渡所得割交付金	83,647
6 地方消費税交付金		6,217,377
	1 地方消費税交付金	6,217,377
7 ゴルフ場利用税交付金		24,827
	1 ゴルフ場利用税交付金	24,827
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		110,098
	1 自動車取得税交付金	83,386
	2 環境性能割交付金	26,712

款	項	金　　額
		千円
10 地方特例交付金		508,482
	1 地方特例交付金	214,455
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	294,027
11 地方交付税		13,643,864
	1 地方交付税	13,643,864
12 交通安全対策特別交付金		55,387
	1 交通安全対策特別交付金	55,387
13 分担金及び負担金		1,109,681
	1 負担金	1,109,681
14 使用料及び手数料		1,855,092
	1 使用料	1,334,192
	2 手数料	464,132
	3 証紙収入	56,768
15 国庫支出金		20,887,085
	1 国庫負担金	15,828,630
	2 国庫補助金	4,986,122
	3 委託金	72,333
16 県支出金		7,920,660
	1 県負担金	5,244,281
	2 県補助金	2,142,121
	3 委託金	534,258
17 財産収入		313,719
	1 財産運用収入	156,224
	2 財産売払収入	157,495
18 寄附金		121,763
	1 寄附金	121,763

款	項	金　　額
		千円
19 繰入金		2,042,892
	1 特別会計繰入金	55,072
	2 基金繰入金	1,987,820
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,578,665
	1 延滞金，加算金及び過料	129,407
	2 市預金利子	3,681
	3 貸付金元利収入	370,473
	4 受託事業収入	2,745
	5 雑入	1,072,359
22 市債		10,845,281
	1 市債	10,845,281
歳　入　合　計		111,530,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 議会費		655,387
	1 議会費	655,387
2 総務費		10,022,970
	1 総務管理費	7,757,477
	2 徴税費	1,174,539
	3 戸籍住民基本台帳費	578,401
	4 選挙費	354,920
	5 統計調査費	78,385
	6 監査委員費	79,248
3 民生費		46,779,282
	1 社会福祉費	18,260,918
	2 児童福祉費	20,732,779
	3 生活保護費	7,785,585
4 衛生費		8,266,196
	1 保健衛生費	2,158,203
	2 清掃費	3,964,702
	3 保健所費	2,143,291
5 労働費		782,510
	1 労働諸費	782,510
6 農林費		2,576,391
	1 農業費	2,212,857
	2 林業費	363,534
7 商工費		1,194,860
	1 商工費	1,194,860
8 土木費		15,826,270
	1 土木管理費	215,120

款	項	金　　額
		千円
	2 道路橋りょう費	4,866,868
	3 河川費	833,958
	4 都市計画費	8,364,484
	5 住宅費	1,545,840
9 消防費		4,565,723
	1 消防費	4,565,723
10 教育費		8,357,685
	1 教育総務費	891,286
	2 小学校費	2,622,064
	3 中学校費	862,506
	4 高等学校費	794,541
	5 幼稚園費	393,243
	6 社会教育費	2,582,596
	7 保健体育費	211,449
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		12,452,725
	1 公債費	12,452,725
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳　出　合　計		111,530,000

第２表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　間	限　度　額
盛岡西消防署厨川出張所庁舎建設事業に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成47年度	５億 1,694万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市民文化ホールの舞台照明設備の更新に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	8,300万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南文化会館の舞台照明設備の更新に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	6,606万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成49年度	121億 2,074万円に物価変動等による増減額を加算した額
大新児童館複合化事業に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成33年度	7,614万円に物価変動等による増減額を加算した額
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成40年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成51年度	年 0.5％
（仮称）青山三丁目アパート新５号館建設工事に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成32年度	６億 4,590万円に物価変動等による増減額を加算した額
（仮称）青山三丁目アパート新５号館建設の工事監理に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成32年度	910万円に物価変動等による増減額を加算した額
大新小学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成33年度	19億 5,679万円に物価変動等による増減額を加算した額
中央公民館第２企画展示室大規模改修工事に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成32年度	１億 1,933万円に物価変動等による増減額を加算した額
仙北地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	8,866万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
中野地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4,965万円に物価変動等による増減額を加算した額
みたけ地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	5,167万円に物価変動等による増減額を加算した額
太田地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成34年度	5,374万円に物価変動等による増減額を加算した額
土淵地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4,759万円に物価変動等による増減額を加算した額
つなぎ地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4,990万円に物価変動等による増減額を加算した額
緑が丘地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4,917万円に物価変動等による増減額を加算した額
山岸地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	5,102万円に物価変動等による増減額を加算した額
もりおか女性センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	3億 1,334万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡劇場，盛岡市都南文化会館，盛岡市民文化ホール及び盛岡市渋民文化会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	24億 7,351万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南中央公園プール，盛岡市立総合プール，盛岡市総合アリーナ及び盛岡市アイスリンクの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	11億 6,784万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市営野球場，盛岡市太田橋野球場，盛岡体育館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 4,812万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
盛岡市立生出スキー場，盛岡市立玉山運動場及び盛岡市渋民運動公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 7,123万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市屋内ゲートボール場の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	968万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 802万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立太田テニスコートの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	3,351万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立松園テニスコートの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	444万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立網取スポーツセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,323万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡南公園球技場の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成34年度	1億 7,311万円に物価変動等による増減額を加算した額
巻堀地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	167万円に物価変動等による増減額を加算した額
芋田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	116万円に物価変動等による増減額を加算した額
好摩東地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	166万円に物価変動等による増減額を加算した額
山谷川目地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	141万円に物価変動等による増減額を加算した額
城内地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	190万円に物価変動等による増減額を加算した額
下田川崎地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	267万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
永井地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成36年度	234万円に物価変動等による増減額を加算した額
松内地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成36年度	161万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立身体障害者福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成32年度	3,643万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立しらたき工房の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成34年度	1,630万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立ひまわり学園の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成32年度	1億 159万円に物価変動等による増減額を加算した額
青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 6,657万円に物価変動等による増減額を加算した額
厨川地区活動センター，盛岡市立厨川老人福祉センター及び盛岡市立厨川児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成33年度	6,067万円に物価変動等による増減額を加算した額
松園地区活動センター，盛岡市立松園老人福祉センター及び盛岡市立松園児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 2,688万円に物価変動等による増減額を加算した額
加賀野地区活動センター，盛岡市立加賀野老人福祉センター及び盛岡市立加賀野児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 762万円に物価変動等による増減額を加算した額
本宮地区活動センター，盛岡市立本宮老人福祉センター及び盛岡市立本宮児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 1,642万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	7,582万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	4,096万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立つなぎ老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	3,637万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立西青山老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	2,980万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立高松老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	2,900万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立山岸老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	3,186万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立地域福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成32年度	4,844万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立けやき荘の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成34年度	3億 4,140万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立乙部運動広場及び盛岡市立乙部老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	4,378万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立かつら荘の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 5,846万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立青山児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	6,054万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	9,474万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　度　額
盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,253万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立大新児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成33年度	3,461万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,373万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,434万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立山王児童センター及び盛岡市立山王老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,351万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,380万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,266万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,981万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,328万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,559万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,317万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立杜陵児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,194万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立みたけ児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,155万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立城西児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成33年度	3,597万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立河北児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	5,990万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立高松児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,183万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立津志田児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,388万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立湯沢児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,272万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立月が丘児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,552万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,923万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,224万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立手代森児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7,360万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	8,530万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立永井児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	6,331万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立乙部児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	7,362万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	8,257万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市環境学習広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	673万円に物価変動等による増減額を加算した額
芋田向地区介護予防センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	132万円に物価変動等による増減額を加算した額
舟田地区介護予防センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	198万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市勤労福祉会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 482万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市外山森林公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	7,941万円に物価変動等による増減額を加算した額
都南老人福祉センター，都南サイクリングターミナル及び都南つどいの森の管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	4億 3,617万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市総合交流ターミナルの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	5,879万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市農民研修センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　　(平成31年度分)	自　平成31年度 至　平成35年度	83万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
姫神地区振興センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	134万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市岩洞生活改善センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	46万円に物価変動等による増減額を加算した額
岩洞活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4,871万円に物価変動等による増減額を加算した額
町村活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	116万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市産業支援センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	8,213万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコートの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	476万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市観光文化交流センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4億 5,188万円に物価変動等による増減額を加算した額
もりおか啄木・賢治青春館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 3,658万円に物価変動等による増減額を加算した額
岩手公園地下駐車場，マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理運営に必要とする経費についての債務負担　（平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	4億 9,728万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市高松公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 6,659万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市河南公民館，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	3億 5,653万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市子ども科学館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	7億 7,543万円に物価変動等による増減額を加算した額

事　　項	期　間	限　　度　　額
盛岡てがみ館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	1億 825万円に物価変動等による増減額を加算した額
志波城古代公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	6,400万円に物価変動等による増減額を加算した額
もりおか歴史文化館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成35年度	5億 8,071万円に物価変動等による増減額を加算した額

第３表　地方債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	4,143,781	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　平成31年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
好摩地区コミュニティセンター大規模改修事業債	3,900			
つなぎ多目的運動場整備事業債	26,100			
総合アリーナ整備事業債	83,200			
総合プール改修事業債	3,700			
都南東部体育館整備事業債	26,700			
南公園球技場長寿命化改修事業債	6,600			
総務施設トイレ環境整備事業債	51,000			
愛宕山老人福祉センター複合化・大規模改修事業債	43,100			
上田老人福祉センター大規模改修事業債	3,800			
上飯岡児童センター複合化・大規模改修事業債	139,200			
上田児童センター大規模改修事業債	7,000			
上飯岡児童センター解体事業債	4,200			
うえだ保育園園舎解体事業債	16,500			
民生施設トイレ環境整備事業債	43,300			
上水道安全対策事業出資債	69,000			
旧清掃工場施設解体事業債	4,200			
飯岡地区保健センター長寿命化改修事業債	1,800			
衛生施設トイレ環境整備事業債	6,100			
サンライフ盛岡大規模改修事業債	268,300			
都南勤労福祉会館大規模改修事業債	245,100			

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
労働施設トイレ環境整備事業債	11,100			
農村整備事業債	32,700			
岩洞生活改善センター大規模改修事業債	36,300			
玉山生活改善センター解体事業債	6,200			
庄ケ畑地区振興センター大規模改修事業債	3,400			
姫神地区振興センター大規模改修事業債	36,400			
中津川地区振興センター解体事業債	3,600			
飯岡農業構造改善センター長寿命化改修事業債	14,400			
公有林整備事業債	31,400			
治山事業債	800			
農林施設トイレ環境整備事業債	23,700			
商工施設トイレ環境整備事業債	4,000			
地方道路等整備事業債	2,192,300			
道路整備事業債	235,300			
道路長寿命化改修事業債	166,000			
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	21,100			
急傾斜地崩壊対策事業債	4,800			
河川整備事業債	265,600			
公園整備事業債	161,500			
公営住宅建設事業債	487,600			
公営住宅解体事業債	96,700			
自転車関連整備事業債	5,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紺屋町番屋改修事業債	3,300			
土木施設トイレ環境整備事業債	19,600			
消防施設整備事業債	104,500			
防災行政無線（同報系）整備事業債	52,600			
消防施設トイレ環境整備事業債	10,800			
大新小学校校舎長寿命化改修事業債	434,000			
飯岡小学校施設整備事業債	20,600			
見前小学校プール改修事業債	83,100			
学校施設防災対策事業債	51,200			
仙北中学校第二屋内運動場等整備事業債	26,100			
空調設備整備事業債	55,700			
中央公民館複合化・大規模改修事業債	828,700			
飯岡地区公民館長寿命化改修事業債	2,800			
（仮称）盛岡学校給食センター建設事業債	5,700			
教育施設トイレ環境整備事業債	109,900			
計	10,845,281			

議案第 2 号

平成31年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成31年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 9,382千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		6,440
	1 使用料	6,439
	2 手数料	1
2 繰入金		2,940
	1 一般会計繰入金	2,940
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳　入　合　計		9,382

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 公設浄化槽管理費		6,442
	1 公設浄化槽管理費	6,442
2 公債費		2,940
	1 公債費	2,940
歳　出　合　計		9,382

議案第 3 号

平成31年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成31年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 491,666千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		73,823
	1 使用料	73,668
	2 手数料	155
2 繰入金		417,841
	1 一般会計繰入金	417,841
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳　入　合　計		491,666

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 農業集落排水事業費		8
	1 農業集落排水整備費	8
2 農業集落排水施設管理費		105,233
	1 農業集落排水施設管理費	105,233
3 公債費		386,425
	1 公債費	386,425
歳　出　合　計		491,666

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　間	限　度　額
排水設備普及資金融資借受者に対する利子補給についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成36年度	排水設備普及資金融資額に対する年利10%以内の利子補給額

議案第 4 号

平成31年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成31年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 197,818千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 繰入金		9,418
	1 一般会計繰入金	9,418
2 繰越金		136,651
	1 繰越金	136,651
3 諸収入		51,749
	1 貸付金元利収入	48,888
	2 雑入	2,861
歳　入　合　計		197,818

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		197,818
	1 貸付費	185,365
	2 貸付事務費	12,453
歳　出　合　計		197,818

議案第 5 号

平成31年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成31年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ25,430,169千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金　額
		千円
1 国民健康保険税		5,134,148
	1 国民健康保険税	5,134,148
2 使用料及び手数料		4,502
	1 手数料	4,500
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		849
	1 国庫補助金	849
4 県支出金		18,104,967
	1 県負担金	17,643,942
	2 県補助金	461,024
	3 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		95
	1 財産運用収入	95
6 繰入金		2,042,563
	1 一般会計繰入金	1,689,563
	2 基金繰入金	353,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		143,044
	1 延滞金，加算金及び過料	130,119
	2 雑入	12,925
歳　入　合　計		25,430,169

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総務費		439,131
	1 総務管理費	230,110
	2 徴税費	208,414
	3 運営協議会費	607
2 保険給付費		17,834,309
	1 療養諸費	15,320,087
	2 高額療養費	2,423,933
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	76,897
	5 葬祭諸費	10,890
	6 医療費助成費	2,500
3 国民健康保険事業費納付金		6,877,843
	1 医療給付費納付金	4,872,847
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,511,166
	3 介護納付金	493,830
4 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		244,112
	1 保健事業費	244,112
6 基金積立金		93
	1 基金積立金	93
7 諸支出金		34,661
	1 償還金及び還付加算金	34,661
歳　出　合　計		25,430,169

議案第 6 号

平成31年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成31年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ25,293,138千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第1表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金　額
		千円
1 保険料		5,736,418
	1 介護保険料	5,736,418
2 使用料及び手数料		567
	1 手数料	566
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		5,895,891
	1 国庫負担金	4,387,067
	2 国庫補助金	1,508,824
4 支払基金交付金		6,575,171
	1 支払基金交付金	6,575,171
5 県支出金		3,508,074
	1 県負担金	3,360,662
	2 県補助金	147,412
6 財産収入		149
	1 財産運用収入	149
7 繰入金		3,575,984
	1 一般会計繰入金	3,575,984
8 繰越金		5
	1 繰越金	5
9 諸収入		879
	1 延滞金，加算金及び過料	436
	2 雑入	443
歳　入　合　計		25,293,138

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 総務費		405,682
	1 総務管理費	207,784
	2 徴収費	38,210
	3 介護認定審査会費	157,424
	4 趣旨普及費	2,264
2 保険給付費		23,839,162
	1 介護サービス等諸費	21,948,803
	2 介護予防サービス等諸費	506,390
	3 その他諸費	28,897
	4 高額介護サービス等費	566,008
	5 高額医療合算介護サービス等費	65,800
	6 特定入所者介護サービス等費	723,264
3 地域支援事業費		921,929
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	493,032
	2 一般介護予防事業費	16,482
	3 包括的支援事業・任意事業費	408,608
	4 その他諸費	2,747
	5 高額介護予防サービス費	780
	6 高額医療合算介護予防サービス費	280
4 基金積立金		120,681
	1 基金積立金	120,681
5 諸支出金		4,684
	1 償還金及び還付加算金	4,684
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		25,293,138

議案第 7 号

平成31年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成31年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 3,101,945千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,522,634
	1 後期高齢者医療保険料	2,522,634
2 使用料及び手数料		571
	1 手数料	571
3 繰入金		571,664
	1 一般会計繰入金	571,664
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		7,075
	1 延滞金，加算金及び過料	873
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	2
歳　入　合　計		3,101,945

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 総務費		37,805
	1 総務管理費	2,981
	2 徴収費	34,824
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,056,940
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,056,940
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		3,101,945

議案第 8 号

平成31年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成31年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 1,307,816千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，100,000千円と定める。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 使用料及び手数料		642,033
	1 使用料	642,032
	2 手数料	1
2 繰入金		445,100
	1 一般会計繰入金	445,100
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		220,682
	1 雑入	220,682
歳　入　合　計		1,307,816

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 市場総務費		566,443
	1 市場管理費	566,443
2 公債費		740,873
	1 公債費	740,873
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳　出　合　計		1,307,816

議案第 9 号

平成31年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計予算

平成31年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 495,811千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第 230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表地方債」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 繰入金		3,611
	1 一般会計繰入金	3,611
2 市債		492,200
	1 市債	492,200
歳　入　合　計		495,811

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 新産業等用地整備事業費		492,265
	1 新産業等用地整備費	492,265
2 新産業等用地管理費		3,546
	1 新産業等用地管理費	3,546
歳　出　合　計		495,811

第 2 表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　間	限　　度　　額
新産業等用地整備事業に必要とする経費についての債務負担 （平成31年度分）	自　平成31年度 至　平成32年度	8億3,076万円に物価変動等による増減額を加算した額

第３表　地　方　債

（単位　千円）

起　債　の　目　的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
新産業等用地整備事業債	492,200	借入先　財務省，銀行及びその他 借入方法　証書借入又は証券発行 借入時期　平成31年度 ただし，財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 （ただし，利率見直し方法で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし，財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し，又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
計	492,200			

議案第 10 号

平成31年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成31年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ13,947千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		13,946
	1 財産運用収入	13,946
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳　入　合　計		13,947

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 管理事務費		13,947
	1 管理事務費	13,947
歳　出　合　計		13,947

議案第 11 号

平成31年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成31年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売払収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		2,677

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 財産費		2,677
	1 財産管理費	2,677
歳　出　合　計		2,677

議案第 12 号

平成31年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成31年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表歳入歳出予算」による。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		704

歳　出

款	項	金　額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳　出　合　計		704

議案第 16 号

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市民生委員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市民生委員定数条例（平成26年条例第２号）の一部を次のように改正する。

本則中「 591人」を「 595人」に改める。

附　則

この条例は，平成31年12月１日から施行する。

提案理由

民生委員の定数を改めようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

盛岡市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第１章　盛岡市いじめ問題対策連絡協議会（第１条～第７条）
第２章　盛岡市いじめ調査委員会（第８条～第17条）
第３章　盛岡市いじめ再調査委員会（第18条～第20条）
附則

第１章　盛岡市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第１項の規定に基づき，盛岡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会の所掌事務は，次のとおりとする。

(1) いじめの防止等（法第１条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議を行うこと。

(2) いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行うこと。

（組織）

第３条　協議会は，委員15人以内をもって組織し，委員は，次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し，又は任命する。

(1) 市立学校（盛岡市立学校に関する条例（昭和39年条例第46号）第２条から第４条までに規定する学校をいう。）の校長

(2) 教育委員会事務局の職員

(3) 岩手県が設置する児童相談所の職員

(4) 盛岡地方法務局の職員

(5) 岩手県警察の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか，いじめの防止等に関係する機関及び団体に属する者のうち教育委員会が必要と認めた者

２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長１人を置き，委員の互選とする。

２　会長は，会務を総理し，会議の議長となる。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は，教育委員会が招集する。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は，教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第７条　この章に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

第２章　盛岡市いじめ調査委員会

（設置）

第８条　法第14条第３項及び第28条第１項の規定に基づき，教育委員会の附属機関として盛岡市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第９条　調査委員会の所掌事務は，次のとおりとする。

(1) いじめの防止等のための対策に関し必要な事項を調査審議すること。

(2) 法第24条の規定により教育委員会が行った調査に対し意見を述べること。

(3) 重大事態（法第28条第１項に規定する重大事態をいう。）に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

（組織）

第10条　調査委員会は，委員５人以内をもって組織し，委員は，法律，医療，心理，福祉等に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第11条　調査委員会に，特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は，当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

３　臨時委員は，当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは，解任されるものとする。

（秘密保持義務）

第12条　委員及び臨時委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

（委員長及び副委員長）

第13条　調査委員会に委員長及び副委員長１人を置き，委員の互選とする。

２　委員長は，会務を総理し，会議の議長となる。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第14条　調査委員会は，教育委員会が招集する。

２　調査委員会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　調査委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　調査委員会が第11条第１項に規定する特別の事項について議事を開き，議決を行う場合においては，当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして，前２項の規定を適用する。

（意見の聴取等）

第15条　調査委員会は，必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め，その意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第16条　調査委員会の庶務は，教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第17条　この章に定めるもののほか，調査委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が調査委員会に諮って定める。

第３章　盛岡市いじめ再調査委員会

（設置）

第18条　法第30条第２項の規定に基づき，市長の附属機関として盛岡市いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第19条　再調査委員会は，第９条第３号に規定する調査の結果について調査を行う。

（準用）

第20条　第10条から第17条までの規定は，再調査委員会について準用する。この場合において，第10条第１項，第11条第２項及び第14条第１項中「教育委員会」とあるのは「市長」と，第14条第４項中「第11条第１項」とあるのは「第20条の規定において準用する第11条第１項」と，第16条中「教育委員会事務局」とあるのは「子ども未来部」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき，盛岡市いじめ問題対策連絡協議

会，盛岡市いじめ調査委員会及び盛岡市いじめ再調査委員会を設置しようとするものである。

議案第 18 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「 1,436人」を「 1,430人」に，「 123人」を「 126人」に，「 200人」を「 201人」に，「 227人」を「 232人」に，「77人」を「79人」に，「 233人」を「 231人」に，「12人」を「13人」に，「 2,262人」を「 2,263人」に改める。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い，職員の定数を改めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第８条に次の１項を加える。

２　前項の規定により勤務することを命ずることができる時間その他同項の規定による命令に関し必要な事項は，規則で定める。

第８条の２第２項及び第３項中「前条」を「前条第１項」に改め，同条第４項中「養育すると」を「養育する」と」に改める。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

職員に対し正規の勤務時間を超えて，又は週休日に勤務することを命ずることができる時間等を定めるため，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

盛岡市特別会計設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例

盛岡市特別会計設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし，第５号を第６号とし，第４号を第５号とし，第３号の次に次の１号を加える。

(4) 新産業等用地整備事業　盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

新産業等用地整備事業の円滑な運営及び経理の適正化を図るため，新産業等用地整備事業費特別会計を設置しようとするものである。

議案第 21 号

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（盛岡市立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第１条　盛岡市立病院使用料及び手数料条例（昭和33年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「 100分の 108」を「 100分の 110」に改める。

（盛岡市水道事業給水条例の一部改正）

第２条　盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第１項第１号の表中「46,440円」を「47,300円」に，「 127,440円」を「 129,800円」に，「 216,000円」を「 220,000円」に，「 330,480円」を「 336,600円」に，「 657,720円」を「 669,900円」に，「 1,130,760円」を「 1,151,700円」に，「 3,046,680円」を「 3,103,100円」に，「 6,248,880円」を「 6,364,600円」に，「17,247,600円」を「17,567,000円」に改める。

第28条第１項第１号の表中「 972円」を「 990円」に，「 1,620円」を「 1,650円」に，「 2,592円」を「 2,640円」に，「 4,860円」を「 4,950円」に，「 8,964円」を「 9,130円」に，「16,308円」を「16,610円」に，「42,876円」を「43,670円」に，「89,424円」を「91,080円」に，「 256,932円」を「 261,690円」に改め，同項第２号の表中「64円」を「66円」に，「 122円」を「 124円」に，「 216円」を「 220円」に，「 270円」を「 275円」に，「51円」を「52円」に，「 140円」を「 143円」に，「 507円」を「 517円」に改める。

第29条中「 216円」を「 220円」に改める。

（盛岡市下水道条例の一部改正）

第３条　盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「 977円」を「 995円」に，「44円」を「45円」に，「99円」を「 101円」に，「 139円」を「 141円」に，「 192円」を「 195円」に，「 252円」を「 257円」に，「22円」を「23円」に，「 297円」を「 302円」に改める。

（盛岡市中央卸売市場業務規程の一部改正）

第４条　盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第55条第３項中「せり売」を「当該卸売をした物品のうち飲食料品（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第１項第１号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）であるものに係るせり売」に，「をいう。以下同じ」を「及び当該卸売をした物品のうち

飲食料品以外のものに係るせり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加えた金額を合計した金額をいう」に改める。

第58条第１項中「した物品の品目，等級，数量及び価格，当該」の次に「卸売をした物品のうち飲食料品であるものの」を加え，「当該価格」を「当該物品の価格」に，「並びに当該」を「及び当該」に，「金額（当該」を「金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の 100分の10に相当する金額（当該」に改め，「係る物品の品目，等級，数量及び価格，当該」の次に「変更に係る物品のうち飲食料品であるものの」を加え，「金額）」を「金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の 100分の10に相当する金額）」に改める。

第59条第１項中「卸売価格」を「当該物品の価格」に，「額とする」を「額に当該料率を乗じて得た額の 100分の10に相当する額を加えた額とする」に改める。

第62条第１項中「 100分の８」の次に「（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあっては， 100分の10）」を加える。

第71条第１項中「 100分の 108」を「 100分の 110」に改める。

（盛岡市夜間急患診療所条例の一部改正）

第５条　盛岡市夜間急患診療所条例（昭和51年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「 100分の 108」を「 100分の110」に改める。

（盛岡市農業集落排水施設条例の一部改正）

第６条　盛岡市農業集落排水施設条例（平成２年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第２項第１号中「 1,440円」を「 1,467円」に改め，同項第２号中「 426円」を「 434円」に改める。

（盛岡市公設浄化槽条例の一部改正）

第７条　盛岡市公設浄化槽条例（平成19年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項の表中「 3,909円」を「 3,982円」に，「 4,423円」を「 4,505円」に，「 5,040円」を「 5,133円」に改める。

附　則

1　この条例は，平成31年10月１日から施行する。

2　第２条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で，施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道使用」という。）にあっては，当該確定したもののうち，施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい，当該確定し

た日がない場合には，特定水道使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で徐し，これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については，なお従前の例による。

3　第３条の規定による改正後の盛岡市下水道条例第14条の規定にかかわらず，施行日前から継続している公共下水道の使用で，施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定公共下水道使用」という。）にあっては，当該確定したもののうち，施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいい，当該確定した日がない場合には，特定公共下水道使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で徐し，これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る使用料については，なお従前の例による。

4　前２項の月数は，暦に従って計算し，１月に満たない端数を生じたときは，これを１月とする。

提案理由

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い，関係する条例の規定の整理をしようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表８の項中「第87条の２」を「第87条の４」に改め，同表８の２の項中「又は第３項」を「若しくは第３項（同法第87条の２第２項において準用する場合を含む。）又は第87条の２第１項」に，「又は大規模の模様替をする」を「若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する」に，「又は模様替」を「，模様替又は用途の変更」に改め，同表９の項中「第87条の２」を「第87条の４」に改め，同表９の２の項中「又は第３項」を「若しくは第３項（同法第87条の２第２項において準用する場合を含む。）又は第87条の２第１項」に改め，同表11の項及び14の項中「第87条の２」を「第87条の４」に改め，同表20の項の右欄を次のように改める。

18万円（建築基準法第48条第16項第１号に該当する場合にあっては12万円，同項第２号に該当する場合にあっては14万円）

別表23の項中「第53条第５項第３号」を「第53条第６項第３号」に改め，同表40の３の項中「の規定」を「又は第87条の２第１項の規定」に，「第87条の２」を「第87条の４」に，「又は大規模の模様替をする」を「若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する」に，「又は模様替」を「，模様替又は用途の変更」に改め，同表40の４の項中「の規定」を「（同法第87条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定」に，「同条第１項」を「同法第86条の８第１項」に，「又は大規模の模様替をする」を「若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する」に改め，同表中40の７の項を40の９の項とし，40の６の項を40の８の項とし，40の５の項を40の７の項とし，同表40の４の項の次に次のように加える。

40の５　建築基準法第87条の３第５項の規定に基づく建築物の用途を変更して興業場等として使用することの許可の申請に対する審査	興業場等への用途変更使用許可申請手数料	(1) 申請に係る延べ面積が 100平方メートル以下の場合　7万円 (2) 申請に係る延べ面積が 100平方メートルを超え 500平方メートル以下の場合　９万円 (3) 申請に係る延べ面積が 500平方メートルを超える場合　12万円

40の６　建築基準法第87条の３第６項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興業場等として使用することの許可の申請に対する審査	特別興業場等への用途変更使用許可申請手数料	(1) 申請に係る延べ面積が 100平方メートル以下の場合　11万円 (2) 申請に係る延べ面積が 100平方メートルを超え 500平方メートル以下の場合　13万円 (3) 申請に係る延べ面積が 500平方メートルを超える場合　16万円

別表65の12の項，65の14の項，65の16の項及び65の22の項中「第87条の２」を「第87条の４」に改める。

附　則

この条例は，建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い，建築物の用途を変更する場合における既存の一の建築物について２以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定又は当該認定の変更認定を受けた建築物に関する確認申請等手数料等を定めるとともに，用途地域等における建築等許可申請手数料の額を改定しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市財政調整基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例

盛岡市財政調整基金条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「，　289番３及び 289番15」を「及び 289番３」に，「0.28」を「0.25」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

基金に属する山林の一部を売却したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例（平成８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「３歳」を「６歳」に，「の属する月の末日」を「以後の最初の３月31日」に改める。

附　則

１　この条例は，平成31年８月１日から施行する。

２　改正後の盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の規定は，この条例の施行の日以後に受けた療養に係る福祉医療資金の貸付けについて適用し，同日前に受けた療養に係る福祉医療資金の貸付けについては，なお従前の例による。

提案理由

医療費の一部負担金の全額に相当する額の資金を貸し付けることができる対象を拡大するため，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市地区振興センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例

盛岡市地区振興センター条例（昭和57年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中津川地区振興センターの項を削る。

別表中「

	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,
中津川地区振	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,
興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,

500円
200円
200円」を「

調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	

1,500円」に改める。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

中津川地区振興センターを廃止しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例

盛岡市地域交流活性化センター条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

永井地域交流活性化センター	盛岡市永井23地割14番地１

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

(1) 湯沢地域交流活性化センター

区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円
第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

１　第１集会室の２分の１を使用する場合には，この表に掲げる額の５割に相当する額を使用料として徴収する。

２　暖房を使用する場合は，この表に掲げる額の３割（第１集会室の２分の１を使用する場合は，１割５分）に相当する額を暖房料として徴収する。

(2) 永井地域交流活性化センター

区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円
第１集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第４集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第５集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考　冷暖房を使用する場合は，この表に掲げる額の３割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

附　則

この条例は，平成32年４月１日から施行する。

提案理由

永井地域交流活性化センターを設置しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市老人福祉センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「盛岡市愛宕下14番地」を「盛岡市愛宕町14番１号」に改める。

第３条第１号中「及び盛岡市立太田老人福祉センター」を削り，「午後４時30分」を「午後９時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては，午後５時）」に改め，同条第３号中「前２号の」を「前３号に掲げる」に改め，同号を同条第４号とし，同条中第２号を第３号とし，第１号の次に次の１号を加える。

(2) 盛岡市立太田老人福祉センター　午前９時から午後４時30分まで

第４条第１項中「12月30日から翌年の１月３日までの」を「次の各号に掲げるセンターの区分に応じ，当該各号に定める」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター　次に掲げる日

ア　月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）

イ　12月29日から翌年の１月３日までの日

(2) 盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立都南老人福祉センター　次に掲げる日

ア　月曜日（その日が国民の祝日（国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日をいう。以下同じ。）に当たるときは，その翌日）

イ　国民の祝日（敬老の日を除く。）

ウ　12月30日から翌年の１月３日までの日（イに掲げる日を除く。）

(3) 前２号に掲げるセンター以外のセンター　12月30日から翌年の１月３日までの日

第４条第２項を削る。

第15条第１項第２号中「第４条第１項ただし書又は第２項ただし書」を「第４条ただし書」に改める。

附　則

この条例は，平成32年４月１日から施行する。

提案理由

愛宕山老人福祉センターの移転に伴い，当該施設の位置，開館時間及び休館日を改めようとする

ものである。

議案第 28 号

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第９条を第10条とし，第８条を第９条とする。

第７条中「第10条第３項及び第４項」を「第10条第３項」に，「第11条までの規定の例」を「第10条までに定めるところ」に改め，同条を第８条とする。

第６条の次に次の１条を加える。

（利率等）

第７条　災害援護資金は，保証人を立てる場合は，無利子とし，保証人を立てない場合は，据置期間中は無利子とし，据置期間経過後は，延滞の場合を除き，その利率を年 1.5パーセントとする。

２　前項の保証人は，災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし，その保証債務は，令第９条の違約金を包含するものとする。

附　則

１　この条例は，平成31年４月１日から施行する。

２　改正後の盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第 374号）の改正に伴い，災害援護資金の利率を定めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 29 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成９年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山二丁目アパート１号館の項の次に次のように加える。

市営青山二丁目アパート２号館	盛岡市青山二丁目	平31	32（うち身体障害者用住宅１）	中層耐火４階建

附　則

この条例は，平成31年６月１日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い，市営青山二丁目アパート２号館を設置しようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例について

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第３条第１項及び第３項の規定に基づき，認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は，次項に定めるもののほか，法の定めるところによる。

２　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園　次のいずれかに該当する施設をいう。

ア　幼稚園であって，幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか，当該教育のための時間の終了後，当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うもの

イ　幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（第６条第１項において「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって，次のいずれかに該当するもの

(ｱ) 当該施設を構成する保育機能施設において，３歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い，かつ，当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(ｲ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園　保育所であって，保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか，当該保育を必要とする子ども以外の３歳以上の子ども（児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条第４項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し，かつ，３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものをいう。

(3) 地方裁量型認定こども園　保育機能施設であって，保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか，当該保育を必要とする子ども以外の３歳以上の子どもを保育し，かつ，３歳以上の

子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものをいう。

（施設）

第３条　認定こども園は，幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のいずれかに該当する施設でなければならない。

（職員の配置等）

第４条　認定こども園には，１歳未満の子どもおおむね３人につき１人以上，１歳以上３歳未満の子どもおおむね６人につき１人以上，３歳以上４歳未満の子どもおおむね20人につき１人以上，４歳以上の子どもおおむね30人につき１人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし，当該職員の数は，常時２人を下ってはならない。

２　３歳以上の子どもについては，幼稚園と同様に１日に４時間程度利用する子ども及び保育所と同様に１日に８時間程度利用する子ども（次条第４項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の４時間程度の利用時間について，３歳以上の子どもで学級を編制するとともに，各学級ごとに当該学級を担任する職員を１人以上置かなければならない。この場合において，１学級の子どもの数は，原則として35人以下とする。

３　認定こども園には，認定こども園の長１人を置かなければならない。この場合において，第２条第２項第１号イに該当する幼稚園型認定こども園においては，当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園又は保育機能施設の長は，当該幼稚園型認定こども園の長を兼ねることができる。

（職員の資格）

第５条　前条第１項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち３歳未満の子どもの保育に従事する職員は，保育士の資格を有する者でなければならない。

２　前条第１項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち３歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は，幼稚園教員免許状（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）又は幼稚園の助教諭の臨時免許状（同条第４項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下この条において同じ。）及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし，幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは，幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者をもって充てることができる。

３　前項ただし書の規定にかかわらず，前条第２項の規定により学級に置かなければならない職員（以下この項において「学級担任」という。）は，幼稚園教員免許状を有する者でなければならない。ただし，保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって，幼稚園教員免許状を有する者を学級担任とすることが困難であると認められるときは，保育士の資格を有する者であり，かつ，その意欲，適性，能力等を考慮して適当と認められる者であって，幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしていると認められるものをもって充てることができる。

4　第２項ただし書の規定にかかわらず，３歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は，保育士の資格を有する者でなければならない。ただし，幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって，保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは，幼稚園教員免許状を有する者であり，かつ，その意欲，適性，能力等を考慮して適当と認められる者であって，保育士の資格の取得に向けた努力をしているものをもって充てることができる。

5　認定こども園の長は，認定こども園が教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮するよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

（設備）

第６条　第２条第２項第１号イに該当する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等は，同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし，次に掲げる基準を満たす場合は，この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもが建物等の間を移動する際の安全が確保されていること。

2　認定こども園の園舎の面積（３歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては，２歳以上３歳未満の子どもの保育の用に供する保育室，遊戯室その他の設備の面積及び２歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室，ほふく室その他の設備の面積を除く。第４項において同じ。）は，次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ，同表の当該右欄に定める面積以上でなければならない。ただし，法第４条第１項の申請の際現に保育所又は保育機能施設である施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって，第４項本文（２歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては，同項本文及び第７項）の規定に適合するときは，この限りでない。

学級数	面積
１学級	180平方メートル
２学級以上	320平方メートル＋ 100×（学級数－２）平方メートル

3　認定こども園には，保育室又は遊戯室，屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

4　保育室又は遊戯室の面積は，２歳以上の子ども１人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし，３歳以上の子どもに係る面積については，法第４条第１項の申請の際現に幼稚園又は保育機能施設である施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって，その園舎の面積が第２項の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ同表の当該右欄に定める面積以上であるときは，当該３歳以上の子ども１人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

5　屋外遊戯場の面積は，次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし，法第４条第１項の

申請の際現に保育所又は保育機能施設である施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって第１号に掲げる基準を満たすときにあっては第２号に掲げる基準を満たすことを要せず，同項の申請の際現に幼稚園又は保育機能施設である施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって同号に掲げる基準を満たすときにあっては第１号に掲げる基準を満たすことを要しない。

(1) ２歳以上の子ども１人につき 3.3平方メートル以上であること。

(2) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ同表の当該右欄に定める面積に，２歳以上３歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
２学級以下	330平方メートル＋30×（学級数－１）平方メートル
３学級以上	400平方メートル＋80×（学級数－３）平方メートル

6　幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が20人未満の場合においては，当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は，第３項の規定にかかわらず，調理室を設けないことができる。この場合において，当該幼稚園型認定こども園は，当該食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

7　認定こども園において２歳未満の子どもの保育を行う場合には，第３項の規定により認定こども園に設けなければならない設備に加え，乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において，乳児室又はほふく室の面積は，２歳未満の子ども１人につき 3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容）

第７条　認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては，幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）を踏まえるとともに，幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第 117号）に基づかなければならない。

（食事の提供の方法）

第８条　認定こども園は，当該認定こども園において子どもに食事を提供するときは，当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず，次に掲げる要件を満たす認定こども園は，３歳以上の子どもに対する食事の提供について，当該認定こども園以外の場所で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該認定こども園は，なお当該食事の提供を行うために必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり，その管理者が，衛生，栄養等について業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設，保健所，市等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を，当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し，衛生，栄養等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養素量の給与等並びに子どもの食事の内容，回数及び時機への適切な対応を行うことができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から，子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づいて食事を提供するよう努めること。

（職員の資質の向上）

第９条　認定こども園は，子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図らなければならない。

（子育て支援事業）

第10条　認定こども園は，子育て支援事業のうち，その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを，保護者の要請に応じて適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

２　子育て支援事業の実施に当たっては，次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本認識の下に，教育及び保育に関する専門性を十分に活用し，子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めること。

３　子育て支援事業には，教育・保育相談事業（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号）第２条第１号に掲げる事業をいう。次項において同じ。）が含まれていなければならない。

４　教育・保育相談事業は，原則として，認定こども園の全ての開園日において実施されなければならない。

（管理運営等）

第11条　認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は，１日につき８時間を原則とし，当該保育を必要とする子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して，認定こども園の長が定めなければならない。

２　認定こども園の開園日数及び開園時間は，保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう，保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めなければならない。

３　認定こども園は，保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう，情報の開示に努めなければならない。

4　認定こども園は，障害のある子どもその他の特別の配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう，当該認定こども園に入園する子どもを公正な方法で選考しなければならない。この場合においては，関係する地方公共団体との連携を図り，特別の配慮を要する子どもの受入れに支障を生じないよう適切な配慮をしなければならない。

5　認定こども園は，子どもの健康及び安全を確保するための体制並びに事故等が発生した場合の補償を行うための体制を整備しなければならない。

6　認定こども園は，教育及び保育の内容等について，自ら又は第三者による子どもの視点に立った評価を行い，その結果の公表等を通じて，教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

7　認定こども園は，その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に，当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行に伴い，認定こども園の認定の要件を定めようとするものである。

議案第 31 号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項第３号中「第１条の」を「に基づく」に，「）による」を「）に基づく」に改め，同項第５号中「第１条の」及び「による」を「に基づく」に，「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め，同項第６号中「第１条の」を「に基づく」に改め，同項第７号中「第97条の」を「に基づく」に改める。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い，放課後児童支援員の資格要件を改めようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例

盛岡市児童館条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表盛岡市立上飯岡児童センターの項を次のように改める。

盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割 321番地

第２条第２項の表盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の項を削る。

附　則

この条例は，平成32年４月１日から施行する。

提案理由

上飯岡児童センター及び上飯岡児童センター飯岡分室の統合及び移転新築に伴い，上飯岡児童センターの名称及び位置を改めるとともに，上飯岡児童センター飯岡分室を廃止しようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

盛岡市勤労福祉会館条例（昭和62年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第２条の表盛岡市都南勤労福祉会館の項を削る。

第４条中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号を第３号とする。

別表中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号を第３号とする。

附　則

この条例は，平成32年４月１日から施行する。

提案理由

盛岡市都南勤労福祉会館を廃止しようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成６年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第21条の15第３号エ中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。オにおいて同じ。）」を，「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え，同号オ中「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正に伴い，技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

議案第 35 号

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例について

盛岡市武道館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例

盛岡市武道館条例（昭和56年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第１号の表備考３中「暖房」を「冷暖房」に，「額を」を「額を冷房料又は」に改める。

附　則

この条例は，平成31年４月１日から施行する。

提案理由

盛岡市立武道館の改修に伴い，冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするものである。

議案第 36 号

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を，「者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）」を加え，同条第８号中「，又は水道環境」を削る。

第４条第１項第２号中「者で」を「者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）で」に，「にあっては６年」を「（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）にあっては６年」に改め，同項第４号中「者で」を「者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）で」に，「の卒業者」を「を卒業した者」に，「にあっては７年」を「（同法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した者）にあっては７年」に改め，同項第５号中「の卒業者ごと」を「に規定する学校を卒業した者ごとにそれぞれ当該各号」に改める。

附　則

１　この条例は，平成31年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者であって選択科目として水道環境を選択したものは，改正後の盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第３条第８号の規定の適用については，同項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者であって選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第 336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い，布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

議案第 37 号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

平成25年12月20日議会の議決を得た議案第 223号盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について，指定期間を次のとおり変更するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

指定期間「平成26年４月１日から平成31年３月31日まで」を「平成26年４月１日から平成32年３月31日まで」に改める。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の２第６項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　契約の目的　　包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2　契約の始期　　平成31年４月１日

3　契約の金額　　金 9,430,000円を上限とする額

4　費用の支払方法　　監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし，市長が必要と認めるときは，概算払いをすることができる。

5　契約の相手方　　住所　東京都世田谷区喜多見９丁目24番49－ 111号

氏名　加　藤　　聡

資格　公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第１項の規定により，議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

サンライフ盛岡大規模改修工事（建築及び機械設備工事）に係る請負契約の締結について

サンライフ盛岡大規模改修工事（建築及び機械設備工事）について次により請負契約を締結するものとする。

平成31年２月21日提出

盛岡市長　谷　藤　裕　明

1　契約工事の名称　　サンライフ盛岡大規模改修工事（建築及び機械設備工事）

2　契 約 の 方 法　　随意契約（公募型プロポーザル）

3　契 約 の 金 額　　金 261,252,000円也

4　契約の相手方　　昭栄建設株式会社　代表取締役　横　澤　昭　博

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第２条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。